

認定事例

(災害補償課)

火災現場付近で水利誘導・交通整理を行っていた際に心疾患を発症(公務上)

- 1 災害を受けた者** A県B市 副団長(66歳) 無職
- 2 傷病名及び程度** 急性心筋梗塞、心破裂(死亡)
- 3 災害発生日** 平成20年1月26日
- 4 災害発生状況**

平成20年1月26日、午後17時52分、被災者は消防団長から火災出動要請を受けた後、直後に自宅前から火災上昇を確認し、電話で他の団員に出動要請を指示し、防火衣服、保安帽、ゴム長靴を装着し無線機とポーターサインを持って現場に出動(装着総重量5kg)した。自宅から110m離れた火災現場まで全力疾走し、火災現場を確認した後、100m戻りながら、道路上で水利誘導、ポーターサインを振って交通整理等を実施したところ、同18時13分仰向け状態で道路上に倒れる。

救急車に收容し救急車内で気管内挿管を実施しながら医療機関へ搬送し、到着後、措置を行うも死亡に至る。

5 参考

- ①身体の状態等
身長・体重 172cm・74kg
- ②既往症歴
平成14年3月から高血圧症を有していたが、投薬によりコントロールされ、直近の健康診断での血圧値は126/70であった。
- ③嗜好品の状況 タバコ 10本/1日、コーヒー3杯/1日
- ④当日の気象状況
快晴、気温平均:3.7度、湿度:42%、風速:北西5.2m

【説明】

(1) 本件は、公務中に急性心筋梗塞を発症し死亡した事案であり、本人の発症前の身体状態及び公務活動における負荷状況(肉体的・精神的ストレス)などを踏まえ、公務活動が相対的に発症の有力原因であったか否か(相当

因果関係の有無)について判断することとなります。

本件の場合、被災者の発症当日の活動状況をみると、自宅で消防団長から出動依頼の連絡を受け、防火衣服等の装着(重量5kg)して、210mを走行(うち110mを全力疾走)していること、その後の交通整理等を含め一連の行動が約20分間連続的に行なわれていたこと、本人が高齢(66歳)であったこと及びこれらの行動が火災現場という迅速性が強く要求される状況下のものであったことを考慮すると、相当の肉体的負荷(ストレス)があったものと考えられます。

また、火災現場という危険性・緊急性の高い異常環境であったこと、本人にとっては数年来経験していない火災現場活動であったこと及び本人(副団長)は現場に最先着し、当時、職責上重い立場にあったことから、かなりの精神的緊張(ストレス)もあったものと考えられ、これらを総合すると本人の現場活動には相当高度な負荷があったものと認められます。

さらに、医学的知見によれば、本人は既往症として高血圧症を有していたが、投薬により正常範囲内にコントロールされ、発症前の身体状態は安定した状態にあったものであり、本件については、寒冷環境(気温3.7度)における一連の消防活動に伴う強度の肉体的負荷・精神的負荷による急激な血圧上昇が、急性心筋梗塞を引き起こし死亡に至ったと考えるのが妥当としています。

以上から、本件は発症当日における寒冷下での消火活動による肉体的・精神的による過重な負荷が相対的に有力原因となって血管病変等を著しく増悪させた結果、急性心筋梗塞を発症して死亡に至ったものであり、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められることから公務上の災害と判断されました。